

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定に準じ、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 6 年 1 月 22 日

救急安心センターきょうと運営協議会

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
救急安心センターきょうと事業運営委託 一式
- (2) 業務の仕様等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府健康福祉部医療課（救急安心センターきょうと運営協議会事務局）  
電話番号 （075）414-4744
- (2) 仕様書の入手方法  
4 の(1)の期間に、京都府医療課のホームページからダウンロードすること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 資格審査の申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3) 公告日の属する年の 1 月 1 日において直前 2 営業年度以上の営業実績を有している者
- (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者  
ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）  
イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者  
ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者  
エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者  
オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者  
キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属さない者
- (7) 直前 5 営業年度以内に地方公共団体等から救急安心センター事業運営の受託実績があり、仕様書に記載されている業務を確実に履行できる体制を有する者
- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止措置がされていない者

## 4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（別記第 1 号様式）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間  
令和6年1月22日（月）から令和6年2月2日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）
  - (2) 申請書の入手方法  
4の(1)の期間に、京都府医療課のホームページからダウンロードすること。
  - (3) 提出場所  
2の(1)に同じ。
  - (4) 提出方法
    - ア 持参により提出する場合  
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
    - イ 郵送により提出する場合  
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
  - (5) 添付資料
    - ア 商業登記事項証明書及び定款
    - イ 府税納税義務者にあたっては京都府が発行する府税納税証明書（別記第2号様式）
    - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
    - エ 会社概要（任意様式）
    - オ 救急安心センター事業運営受託実績一覧（直前5営業年度以内）（別記第3号様式）
    - カ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）
    - キ 権限を営業所長等に委任する場合は委任状（別記第5号様式）
    - ク 誓約書（別記第6号様式）
    - ケ 業務実施体制概要（任意様式）
    - コ 返信用封筒（定形で住所、氏名等を記入し、84円切手を貼付）
  - (6) 資料等の提出  
申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請者等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。
  - (7) その他  
申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- 5 参加資格を有する者の名簿への登載  
3について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都救急安心センター事業運営委託に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。
- 6 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。
- 7 参加資格の有効期間  
参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。
- 8 参加資格に係る変更届  
参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 営業所の名称又は所在地
  - (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- 9 参加資格の承継
- (1) 参加資格を有する者が、次のア又はイのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の資格を満たす者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営

業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書の提出者に文書で通知する。

## 10 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき
- カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 11 質問の受付・回答

入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別紙様式4）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

- (1) 質疑書
- ア 提出日 令和6年1月26日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 FAX（FAX番号 075-414-4752）
- ウ 提出場所 2の(1)に同じ（提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。）
- (2) 回答
- ア 回答書は、令和6年1月29日（月）に京都府医療課ホームページに掲載する。
- イ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

## 12 入札手続等

- (1) 入札、開札の日時及び場所
- ア 日 時 令和6年2月9日（金）午前10時
- イ 場 所 京都府健康福祉部医療課 執務室内
- (2) 入札書類の提出方法
- ア 受領期限 令和6年2月7日（水）午後5時まで（必着）
- イ 提出先 2の(1)に同じ
- ウ そ の 他

- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「救急安心センターきょうと事業運営委託に係る入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、入札書封筒作成例と同様に封印等の処理をし、入札執行者あての親展とする。
- (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。
- (3) 入札の辞退  
入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまで（12の(1)イの場所に提出するまでをいう。）は入札を辞退することができる。  
この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により提出すること。
- (4) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札  
ア 開札は、12の(1)に掲げる日時及び場所において、事務局員に加えて入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。  
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (6) 再度入札  
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札の期日を設定し、当該入札者に対し再度入札の通知を行う。  
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効又は失格  
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。  
ア 3に掲げる資格のない者のした入札  
イ 申請書等を提出しなかった者又は、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札  
ウ 委任状を持参しない代理人による入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書（封筒を含む）で入札した者の入札  
カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札  
キ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札  
ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札  
ケ 3に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札  
コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者  
サ その他入札条件に違反した者
- (8) 落札者の決定方法  
ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、立会職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。  
イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

- 13 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 14 契約書作成の要否  
要する。
- 15 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 16 契約保証金  
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 17 その他
- (1) 1 から 16 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
  - (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
  - (3) 入札者は関係職員から入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料の請求があった場合、これを提示すること。
  - (4) 契約金の消費税について、契約期間中に税率改定がある場合は、改定後に変更契約を締結することとする。
  - (5) 消費税の額については、契約金の支払方法によって異なることに留意すること。  
契約金を契約期間終了後に一括して支払う場合は、改定後の消費税率が契約開始日に遡及して適用され、毎月払等、その都度完了報告を受けて支払う場合は、改定後の消費税率は改定後から適用される。